

南海トラフ巨大地震対策について 議論を深めるべき項目

内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第13回）
令和5年11月27日（月）

議論を深めるべき項目について委員からのご意見

第12回ワーキンググループ後、事務局に寄せられた委員からのご意見を整理したもの

- 地震保険（住宅、上乗せ、企業向け）、臨時情報発表時の対応
- 応急危険度判定、罹災証明のための被災度判定、地震保険の被害認定の効率化
- 現地対策本部の実効性確保、連携の枠組み。緊急対策本部との役割の明確化
- 「被害の評価」に関する科学的知見の蓄積
- 今後の社会の変化を踏まえた戦略のあり方

参 考 資 料

地震保険について

- 地震保険の対象は、居住用の建物（マンション共用部分を含む）と家財。
- 火災保険では、地震を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されず、地震保険は火災保険に付帯する方式での契約となるため、火災保険への加入が前提。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任の一定額以上の巨額な地震損害を政府が再保険することにより成り立つ。

政府による再保険

- ・地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行うために地震再保険特別会計において区分経理している。
- ・1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額を超えない範囲内のものでなければならないとされている。
- ・現在、その金額は11兆7,713億円であり、**民間保険責任額と合計した1回の地震等による保険金の総支払限度額は12兆円。**
- ・総支払限度額は、これまでも関東大震災クラス地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても対応可能な範囲として決定されている。過去、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの巨大地震が発生した際にも、保険金の支払額は総支払限度額内であり、円滑に保険金が支払われた。
- ・万一、この額を超える被害地震が発生したときには、被害の実態に即し、また、被災者生活再建支援制度の活用など他施策も考慮しつつ、保険制度の枠内にとらわれず幅広い観点から、財源の確保も含め、適時適切に政策判断が行われるものと考えている。

保険金の支払

地震保険では、保険の対象である**居住用建物または家財が全損、大半損、小半損、または一部損となったときに保険金が支払われる。**
(平成29年1月1日以降保険始期の地震保険契約の場合)

建物・家財

平成28年以前保険始期		平成29年以降保険始期	
全損	地震保険の保険金額の100% (時価額が限度)	全損	地震保険の保険金額の100% (時価額が限度)
半損	地震保険の保険金額の50% (時価額の50%が限度)	大半損	地震保険の保険金額の60% (時価額の60%が限度)
		小半損	地震保険の保険金額の30% (時価額の30%が限度)
一部損	地震保険の保険金額の5% (時価額の5%が限度)	一部損	地震保険の保険金額の5% (時価額の5%が限度)

(参考) 南海トラフ地震臨時情報に対する地震保険の対応について

○財務省では地震保険制度等研究会を実施し地震保険に関する課題について討議を行っており、第4回（令和3年4月23日実施）では「南海トラフ地震臨時情報に対する地震保険の対応について」議論を行った。

地震保険制度等研究会第5回（令和3年6月1日）資料（第4回研究会における議論の概要）より引用

確度高く予測することは困難と整理されている南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）と警戒宣言が前提とする情報の確度、法令上の位置付け及び防災対応における相違や、地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書（平成24年11月）の整理を踏まえ、**加入制限の適用範囲を臨時情報に拡大することは慎重に考えるべき**である。

他方、慎重に考えるべきとしても、臨時情報が発表され、**一時的に大幅な加入申込みが生じるような場合にも、現場実務として公平・適正・迅速な対応ができる体制を確保することが重要**である¹。また、臨時情報の発表時には、南海トラフ沿いの想定震源域で既に地震が発生している場合がある。このような場合に、保険の対象となる建物や家財に既に損害が発生していないかなど民間保険会社において地震保険加入時に丁寧な確認を行うことが、制度の公正性に鑑みて重要となる。その際には、加入申請者の納得を得られるよう丁寧な説明を行う必要があることに留意すべきである。

また、臨時情報発表時には、厳密な地震発生リスクが不分明な中で加入申込みが大きく増加する懸念もある。他方で、地震保険の既加入者が多いほど地震発生後の駆込み加入者は減ると見込まれる。こうした点を踏まえると、地震保険制度の強靱性に資するとの観点から、平時に強靱性の一層の確保につながるような形で加入促進を図ることが重要である²。このため、例えば、付帯率の低い地域の加入に力を入れるなど、地域に着目して加入促進を図ることや、関係省庁等や金融機関、不動産関連の事業者や団体等と連携し、多様なチャネルを通じて幅広い層に対して普及を進めていくことが重要である³。

1 大規模な地震発生時など何らかの現象を契機として、一時的に大幅な加入申込みは生じうるため、臨時情報の発表とは関係なく、こうした加入への現場実務の対応について検討すべきとの意見があった。

2 臨時情報発表時に地震発生を恐れて駆込み加入者が殺到した場合に、現場実務として対応できない可能性があるため、こうした事態をできる限り避けるべく平時からの加入促進を検討すべきとの意見があった。一方、臨時情報は警戒宣言と比べてリスクは低いとされるものの、その発表時において一定程度リスクが高まっていることを踏まえ、平時の加入促進を検討すべきとの意見もあった。

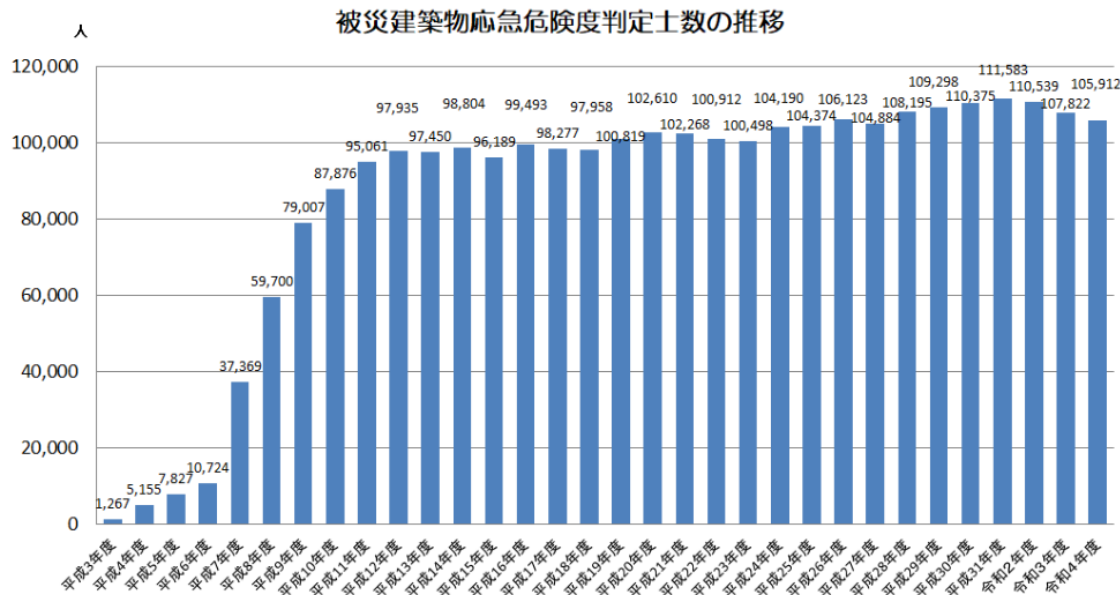
3 このほか、臨時情報発表後はリスクが高まっているのであれば、それに対応して保険料を改定すべきではないかとの意見もあった。

主な建物被害調査について

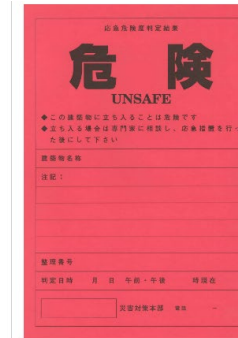
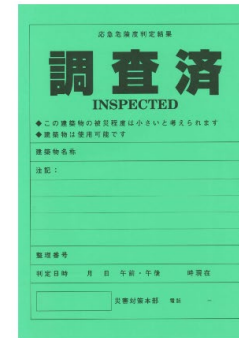
調査名	目的	判定内容・区分	調査を行う人
被災建築物 応急危険度 判定	大規模地震の直後に一般的に実施され、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止すること	当面の使用の可否 【危険・要注意・調査済】	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築士等)
住家被害 認定調査	被災者からの申請を受けて、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、住家に係る罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付すること。 罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用。	住家の損害割合の算出 【全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない】	主に行政職員
地震保険 損害調査	地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うこと	主要構造部の損害割合、焼失又は流失した床面積の割合、床上浸水の程度から建物の損害程度を認定 【全損・大半損・小半損・一部損】	損害保険会社社員又は損害保険登録鑑定人等

応急危険度判定について

○応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とするもの。
 ○判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。



2023年3月末現在の全国の応急危険度判定士数 105,912名



【応急危険度判定の性格と役割】

・応急危険度判定は、行政が民間判定士のボランティアによる協力のもとに、地震により被災した建築物による二次的災害を防止する目的で実施されるものであり、**罹災証明の為の調査や被災建築物の恒久的使用の可否を判定するなどの目的で行うものではない。**

・「**応急**」の語が示す意味には、地震直後の短期間に多くの建物の判定を行わなければならない「**緊急性**」と、限られた調査項目で判定を行うことから、後に十分な時間をかけて被害調査を行った場合には、判定結果が異なる場合もあるという「**暫定性**」の二つの側面がある。

被害認定調査・罹災証明書について

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（第4項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

- ※各種被災者支援策
- 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
 - 融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
 - 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金 等
 - 現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞

被災者から市町村へ申請

被害認定調査（市町村）



被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）

※ 罹災証明書の統一様式

(省略部)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄1)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家の所在地	
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に達しない（一部損壊）
(追加記載事項欄2)	

※住家は、被災に発生(被害)が認められて自然的に使用していないこと、(1)の欄に記載されている被害の状況、(被災者生活再建支援法)第4条第1項第2号の被災者認定の条件に該当する。

(追加記載事項欄3)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

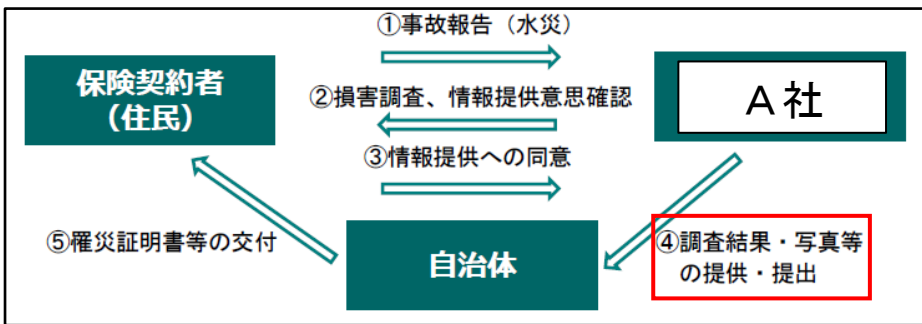
各種被災者支援策の活用

被害認定調査における民間企業の協力事例について

- 令和4年度に、内閣府において、被害認定調査における民間企業の協力事例などについて調査を行い、把握した事例を手引きに掲載し、被害認定調査の迅速化の参考とするよう自治体に助言を行った（主な事例は以下の通り）。

1. 水害時の浸水深情報の提供

- 水害時に保険会社やハウスメーカーが調査した浸水深や写真を自治体に提供可能。
※保険会社：自治体との協定により提供（A社と52自治体が締結（R5.4））
※ハウスメーカー：報告書を被災者が受領し、自治体に提供
- 自治体は、浸水深等の情報により、河川の氾濫などにより外力が作用する場合には、現地調査を行わないなど、迅速な調査・判定が可能。
その場合、保険会社の調査結果のみで判定が可能となり、被災者の負担が軽減。



図：協定による情報提供の流れ
<出典：A社資料をもとに内閣府が作成>

2. 災害時の空撮映像の提供

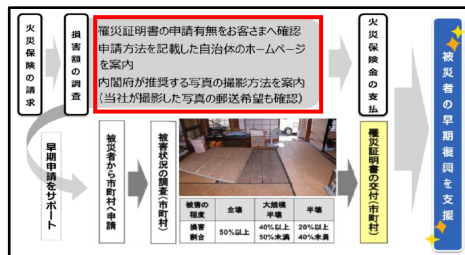
- 大規模災害時に保険会社が撮影したドローン画像を自治体に提供可能。
※自治体との協定により提供（B社と33自治体が締結（R5.4））
- 自治体は、ドローン画像により、被害エリア及び被害戸数の概略が把握でき、調査計画の策定の迅速化が可能。



図：ドローン映像のイメージ
<出典：自治体向け説明資料（B社提供）>

3. 罹災証明の申請サポート

- 保険会社が被災者に対し、罹災証明の申請に関する促しや写真の提供、事務手続等のサポートを実施。
※自治体との協定により実施（B社と33自治体が締結（R5.4））



図：申請サポートの流れ
<出典：自治体向け説明資料（B社提供）>

<参考>「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（令和5年3月）の主な改定内容
○ 「一部損壊」以外の判定についても写真等により行うことが可能である旨を記載（p57）
○ 被害認定調査における民間企業の協力事例等について、9事例を掲載（p131～p132）。
○ デジタル技術の活用に関するデータ等を更新（p212～222）

- ハウスメーカーが行う顧客向けの調査結果について、被災者が被害認定調査（罹災証明書）を申請する際の参考とすることが可能。

緊急災害現地対策本部運営訓練（南海トラフ地震想定）

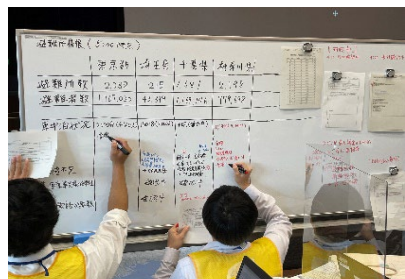
○訓練概要

南海トラフ地震の発生を想定し、関係省庁・府県参加のもと緊急災害現地対策本部における業務の習熟や地方公共団体等との連携を図る訓練を毎年度実施している。

○訓練項目

状況付与型訓練

参加者が一堂に会し、災害発生時における具体的な対応行動の模擬訓練を実施



討議型訓練

提示された課題について、どの様に対応すべきかの検討・討議を実施



○令和4年度実施実績

地域	実施場所	実施日	参加機関
近畿	大阪合同庁舎第4号館	令和4年11月15～16日	関係省庁,滋賀県,京都府,大阪府,兵庫県,奈良県,和歌山県
九州	熊本地方合同庁舎B棟	令和4年12月13～14日	関係省庁,大分県,宮崎県
四国	高松サンポート合同庁舎	令和5年1月24日～25日 ※大雪災害対応のため中止	関係省庁,徳島県,香川県,愛媛県,高知県
中部	名古屋合同庁舎2号館	令和5年2月21～22日	関係省庁,岐阜県,静岡県,愛知県,三重県